

## 情報処理の概念

### #4 電子情報のアーカイブ

Yutaka Yasuda

## 出版の歴史

- 出版とは何か？
  - 著作物を世に出すことである
  - 15世紀のグーテンベルグから
- 世に出す=大量に出す
  - デジタル世界で複製の概念は一変
  - 容易な複製は容易な出版に直結する (はず)
- 電子出版への流れ
  - 特にインターネットとWebの出現
  - 誰もが出版でき、誰もがアクセスできる

## 電子出版

- 過程の電子化はもはや果たした
  - DTP はいまや日常である
  - PDF による印刷イメージの流通もごく普通
- ネットによる情報の発信
  - たとえば Web のような情報の流通が電子出版、電子化された情報の発信スタイルの一つであろう
- そして出版と同時に蓄積を意識せよ
  - 電子出版では出版と蓄積は同義である

## 電子出版と蓄積

- 電子出版では出版と蓄積は同義である
  - 出版されると同時に検索エンジンなど二次情報サービスの処理対象となる
  - そこで情報を取得され、二次サービスが提供されたのに、一次情報が変わっていた(無くなっていた)ら？
  - 電子情報は公開(出版)されたと同時にそれは収集され、蓄積され、二次利用に供される
- Web の弱点
  - なぜ Web はダイナミックで、かつ消滅したりもするのか？

## 出版と蓄積

- 従来的な出版と蓄積の分業
  - 出版社：publishing / 図書館：archiving
- 納本制度によるアーカイブ
  - 出版側とアーカイビング側の連携
- Web による情報発信はアーカイビングの対象となっていない
  - 今後どう取り組むべきか見ていきましょう

## 国会図書館

- 納本制度
  - [http://www.ndl.go.jp/aboutus/deposit\\_01what.html](http://www.ndl.go.jp/aboutus/deposit_01what.html)
  - 国内の出版物を国立国会図書館に集積するため
  - 国立国会図書館法(1948, 法律第5号)により創設
  - 「民間出版物が発行されたときは、文化財の蓄積及びその利用に資するため、発行者は、発行の日から30日以内に、最良版の完全なものを1部を国立国会図書館に納入しなければならない」
- 対象となる出版物
  - 図書、小冊子、逐次刊行物、楽譜、地図、パッケージ系電子出版物など。
  - Web が含まれていない：何故か？今までの経緯は？

## 納本制度審議会の動き

- 平成11年4月設立：前身は納本制度調査会
- 平成11年2月：納本制度調査会の答申
  - 「近年の電子出版物の増大に対応するため、平成9年3月以来、納本制度調査会において電子的な媒体の出版物の納入に関する制度を調査審議」
- 平成11年2月22日：
  - 「答申 21世紀を展望した我が国の納本制度の在り方－電子出版物を中心に－」
- 電子出版物がアーカイブの対象議題としてあがった

## 納本制度審議会の動き

- 「21世紀を展望した我が国の納本制度の在り方－電子出版物を中心に－」では
  - CD-ROM等のパッケージ系電子出版物も紙の出版物と同様に納入対象に
  - ネットワーク系電子出版物は当分の間納本制度の対象外
  - 必要、有用と認められるものについては契約により収集することが適当

### 平成14年3月： ネットワーク系電子出版物について審議開始

- 納本制度外で収集すべきネットワーク系電子出版物の範囲とその方法について
- 「当分の間、契約による収集が適当とされたネットワーク系電子出版物に関して、改めて諮問が行われた」ことになる
- 理由
  - 飛躍的に拡大しているネットワーク系電子出版物による情報が固定されことなく日々消失している現状に対し、国としての取組みが必要
  - 必要又は有用と認めるものを十全に収集するためにも制度的枠組みが必要不可欠

### 平成15年3月： 第7回納本制度審議会

- 結論：
  - ネットワーク系電子出版物を現行納本制度の修正ではなく新たな制度により収集すべき
  - 学術的な出版物及び国・地方公共団体が発行する出版物を優先的に対象
- ただし
  - 公衆が自由にアクセスできる情報を自動的に収集することについては技術動向や世界の趨勢を見た上で判断
  - 自動アーカイビングなどは当面しない方向で

### 平成15年6月： 第8回納本制度審議会

- 議論の方向性：
  - 収集の範囲と収集方法の具体化・詳細化
  - 収集した出版物の利用の在り方
  - 収集及び利用の際の著作権に関する問題
  - 収集及び利用に対する補償の要否及び範囲
  - 義務の履行確保のための強制の在り方（過料等の制度）

### 平成14年6月から - 納本制度審議会 ネットワーク系電子出版物の収集の課題に関する小委員会

- 納本制度が網羅性をその根幹的要素としていることとの関係
  - 『ネットワーク系が従来の図書館資料の「延長」であるとする、ネットワーク系のみについて収集の網羅性を放棄することは、合理的に説明できない』
  - 『学術系出版物に限定してはどうか。客観的にみて網羅的収集は不可能、動的なものでは集められない』
- 権利関係
  - 『国の機関が法的根拠なくウェブ情報を収集しても構わないと割り切ってよいのか』
- 課題山積、
- 第5回(最終回)議事録がそろそろ出るか？

## 電子図書館

- 国会図書館もやっています  
<http://www.ndl.go.jp/aboutus/elib-project.html>
  - 従来的な書籍などを電子的にアクセスできるようにしたもの
  - 電子情報をアーカイブするもの、etc..
- 図書館の役割
  - 図書などの資料を収集・蓄積し、長期間利用者に提供することで知識を社会的に還元する
- 電子情報に対する国会図書館の認識
  - 知識を蓄積し、提供する図書館の役割を、流通する電子情報についていかに果たせるのかも新たなテーマになりました。

## 国会図書館の電子図書館

- 目標
- 資料のデジタル化：
  - 従来の図書を電子的にアクセスできるように
- 電子情報のアーカイブ：
  - 電子的にしか流通しないボーンデジタル (born digital) 情報の収集・保存
- 媒体を問わないアクセス：
  - 電子、紙など媒体を問わず求める情報へ、迅速に、容易に到達できるように
- 所在を問わないナビゲーション：
  - 各図書館、ネット上に散在する情報を連携させるように。

## 前途は？

- 著作権との関係
  - 既存の図書館業務は多くの著作権法関連の対処のなかで可能になっている
  - 「第7章 電子図書館の制度的課題」参照  
[http://www.ndl.go.jp/aboutus/elib\\_plan.html#7](http://www.ndl.go.jp/aboutus/elib_plan.html#7)
  - 「電子図書館はこれまでの法体系で想定してこなかった新しい仕組みであり、また高度情報社会、ネットワーク社会における情報基盤として極めて重要である」
- 技術的課題も多い
  - 標準化なども含めて

## 現状 (国立図書館の電子図書館事業の幾つか)

- 貴重書画像データベース
  - 重要文化財の画像データ (約33,000コマ)  
<http://www3.ndl.go.jp/m/index.html>
- 近代デジタルライブラリー
  - 明治期刊行図書の画像データベース (児童図書と欧文図書を除いた明治期刊行図書のほぼすべて、約4万7千冊) 「それから」など  
<http://kindai.ndl.go.jp/index.html>
- インターネット資源選択的蓄積実験事業 WARP
  - インターネット上のウェブサイトや電子雑誌を収集し文化資産として保存する実験プロジェクト  
<http://warp.ndl.go.jp/>